

- ① 事前アンケートの結果について
- ② 参加者の問題意識共有
- ③ **最近のトピック**（各省報道発表資料等）
- ④ 物流改正法ご質問への回答
- ⑤ 物流関係者からの事例紹介
実運送体制管理簿のデジタル化を推進し、輸送業務の更なる効率化へ
「ASKUL LOGIST株式会社」様、「株式会社Hacobu」様
- ⑥ 参考資料

最近のトピック（関係省庁報道発表より） 令和7年7月25日～8月20日 ※順不同

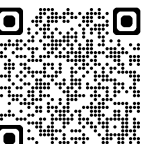
1

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
2026年1月施行！～下請法は取適法へ～改正ポイント説明会の実施について https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kaiseihou_setsumeikai.html	R7.8.19	中小企業庁	
「送料無料」表示の見直し取組事例 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/other/free_shipping/efforts	R7.8.12	消費者庁	
道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&id=155250927&Mode=0	R7.8.8	国土交通省	
労働基準監督署等が自動車運転者を使用する事業場に対して行った令和6年の監督指導、送検等の状況を公表します https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60439.html	R7.8.8	厚生労働省	
賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導結果(令和6年)を公表します https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60431.html	R7.8.7	厚生労働省	

最近のトピック（関係省庁報道発表より） 令和7年7月25日～8月20日 ※順不同

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
道路脱炭素化基本方針(案)に対する意見募集について https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&id=155250610&Mode=0	R7.8.6	国土交通省	
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令を閣議決定 https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000932.html	R7.8.5	国土交通省	
価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html	R7.8.5	中小企業庁	
中小企業省力化投資補助事業(一般型)第3回の申請受付を開始しました https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2025/250804shoryokuka_kobo.html	R7.8.4	中小企業庁	

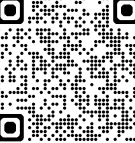
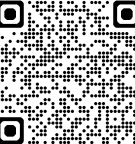
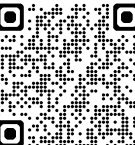
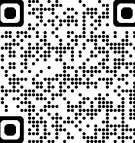
最近のトピック（関係省庁報道発表より） 令和7年7月25日～8月20日 ※順不同

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
自動運転トラックの社会実装及び物流の効率化を推進 ～「自動運転トラックによる幹線輸送の社会実装に向けた実証事業」二次公募～ https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000930.html	R7.8.4	国土交通省	
令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60788.html	R7.8.4	厚生労働省	
「働き方改革」新PR動画「くらし、はたらき、もっとススメ！」を公開 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60316.html	R7.8.4	厚生労働省	
「貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく荷主への是正指導指針」の制定案に関する意見募集について https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155250929&Mode=0	R7.8.1	国土交通省	

最近のトピック（関係省庁報道発表より） 令和7年7月25日～8月20日 ※順不同

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
令和6年度補正予算事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を延長します https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000721.html	R7.8.1	国土交通省	
令和7年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況を公表します https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59573.html	R7.8.1	厚生労働省	
(令和7年8月1日)労務費転嫁指針・賃上げ関係支援制度解説セミナーの開催について https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/aug/250801_shikoku_roumuhi_seminar.html	R7.8.1	公正取引委員会	
令和7年度自動物流道路の社会実装に向けた実証実験について ～6つのユースケースについて公募を開始します～ https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001972.html	R7.7.31	国土交通省	
下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準改正(案)に対する意見公募について https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595125078&Mode=0	R7.7.31	経済産業省	

最近のトピック（関係省庁報道発表より） 令和7年7月25日～8月20日 ※順不同

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
「災害時の支援物資輸送体制構築促進事業」(補助事業)の三次募集開始 ～官民が連携して行う支援物資輸送訓練を支援します！～ https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000924.html	R7.7.31	国土交通省	
長時間労働が疑われる事業場に対する令和6年度の監督指導結果を公表します https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59983.html	R7.7.30	厚生労働省	
事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を開始 ～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000719.html	R7.7.28	国土交通省	
共同輸配送や帰り荷確保等のためのデータ連携促進支援事業費補助金の3次公募について https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000922.html	R7.7.25	国土交通省	
「地域連携モーダルシフト等促進事業」(補助事業)の三次公募開始 ～地域連携したモーダルシフトや共同輸配送等の先進的な取組を支援します～ https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000921.html	R7.7.25	国土交通省	



「送料無料」表示の見直し取組事例

(事業者の皆様へ)

令和7年7月時点で当庁が把握している主な取組事例を掲載いたしました。

- 「送料無料」表示の見直しの取組事例の募集について
上記の「送料無料」表示の見直しを踏まえて対応を行っていた事業者の方は、今後の他社等における取組の参考となるべき好事例として展開できるものがございましたらお知らせください。
詳細はg.souryou2024★caa.go.jpまで(★を@に変更して送信してください)
※当庁ウェブサイトにて概要を紹介させていただくことがあります。

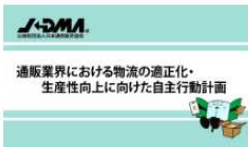
担当:消費者政策課



公益社団法人 日本通信販売協会

- 〇 事業者団体としての取組として、団体作成の「物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」の中に、「『送料無料』表示の見直しや、表示する理由や仕組みを説明することに努めます。」という取組を盛り込みました。

☞ 事業者関連サイトはこちら:通販業界における物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画 (PDF)



アマゾンジャパン合同会社

- 〇 通販サイトのトップページ上のリンク先である企業情報サイトに、持続可能な配送を目指した取組内容の紹介コンテンツを新たに追加しました。

- 〇 「送料を無料とする仕組み」について説明を加えるとともに、持続可能な配送を目指した取組を紹介するとともに、SNS等でも同サイトの周知を図っています。

☞ 事業者関連サイトはこちら:Amazon が改善を続ける物流と配送



LINEヤフー株式会社

- 〇 オンラインモールの商品検索結果に表示される「表示情報について」をクリックすると「送料無料=表示価格に送料が含まれる商品」との説明を表示しました。

- 〇 「置き配」が環境配慮等につながることのPRサイトを異なる複数のモールで展開するとともに、SNSでも同サイトの周知を図っています。



楽天グループ株式会社・楽天市場

- 〇 オンラインモールのトップページ上のリンク先である消費者に配送負担の軽減のための行動を促すページに、「送料無料表示について」のコンテンツを新たに追加しました。

- 〇 「送料を無料とする仕組み」について図表を用いて説明を加えるとともに、物流の持続可能性に関する取組を紹介しています。

☞ 事業者関連サイトはこちら:配送の負担軽減のために



株式会社ファンケル

- 〇 送料無料の表記を「送料はファンケル負担」又は「送料当社負担」に2024年5月から順次切り替え、送料や物流に対する消費者理解に努めています。

- 〇 「置き配」「おまとめ配送」にポイントを付与するなどの取組を行い配達回数削減にも努めています。

☞ 事業者関連サイトはこちら:通信販売のサステナブルな取り組み



auコマース&ライフ株式会社

- 〇 ショッピングサイトのトップページ上の「物流2024年問題への対応」のリンク先に、商品の「送料無料」の仕組みや表示の意味の説明を追加しました。

- 〇 また宅急便の再配達削減のための行動をお客さまに促し、商品を受け取る際に活用できる機能も紹介しています。

☞ 事業者関連サイトはこちら:宅急便の再配達削減に向けて



テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2025年8月 > 労働基準監督署等が自動車運転者を使用する事業場に対して行った令和6年の監督指導、送検等の状況を公表します

報道関係者各位

労働基準監督署等が自動車運転者を使用する事業場に対して行った令和6年の監督指導、送検等の状況を公表します

厚生労働省は、このたび、全国の労働基準監督署等が、令和6年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導（立入調査）や送検等の状況について取りまとめたので、公表します。（別紙1参照）

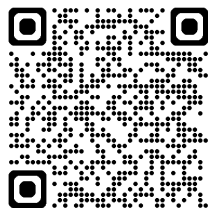
令和6年の監督指導・送検の概要

- 監督指導を実施した事業場は**4,328事業場**。このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、**3,532事業場（81.6%）**。また、改善基準告示[※]違反が認められたのは、**2,360事業場（54.5%）**。
※ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）
- 主な労働基準関係法令違反事項は、（1）労働時間（**42.9%**）、（2）割増賃金の支払（**22.6%**）、（3）労働時間の状況の把握（**7.0%**）。
- 主な改善基準告示違反事項は、（1）最大拘束時間（**39.4%**）、（2）休息期間（**28.4%**）、（3）総拘束時間（**27.6%**）。
- 重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは**59件**。

厚生労働省では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施し、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

なお、令和4年12月から、トラック運転者の長時間労働の是正のため、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を行っています。（別紙2－2参照）



別紙 1

自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況

1 監督指導の状況

- (1) 令和6年に全国の労働基準監督署等において、労働基準関係法令違反が疑われる自動車運転者を使用する4,328事業場に対して監督指導を実施したところ、その81.6%に当たる3,532事業場で同法令違反が認められた。なお、業種ごとの監督実施事業場数、法令違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※ 表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率、以下同じ。

業種	監督実施 事業場数	労働基準関係 法令違反 事業場数	主な違反事項		
			労働時間	割増賃金 の支払	労働時間の 状況の把握
トラック	3,424	2,786 (81.4%)	1,506 (44.0%)	730 (21.3%)	228 (6.7%)
バス	249	193 (77.5%)	94 (37.8%)	48 (19.3%)	13 (5.2%)
ハイヤー・ タクシー	319	279 (87.5%)	121 (37.9%)	91 (28.5%)	26 (8.2%)
その他	336	274 (81.5%)	134 (39.9%)	108 (32.1%)	35 (10.4%)
合計	4,328	3,532 (81.6%)	1,855 (42.9%)	977 (22.6%)	302 (7.0%)

（注1）「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（例：自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下同じ。

（注2）違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

- (2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

業種	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
			総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間
トラック	3,424	1,994 (58.2%)	1,034 (30.2%)	1,480 (43.2%)	1,109 (32.4%)	650 (19.0%)	965 (28.2%)
バス	249	128 (51.4%)	66 (26.5%)	67 (26.9%)	37 (14.9%)	29 (11.6%)	35 (14.1%)
ハイヤー・ タクシー	319	120 (37.6%)	51 (16.0%)	94 (29.5%)	34 (10.7%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)
その他	336	118 (35.1%)	44 (13.1%)	64 (19.0%)	48 (14.3%)	12 (3.6%)	52 (15.5%)
合計	4,328	2,360 (54.5%)	1,195 (27.6%)	1,705 (39.4%)	1,228 (28.4%)	691 (16.0%)	1,054 (24.4%)

（注）総拘束時間：1か月又は1週当たりの拘束時間、最大拘束時間：1日当たりの拘束時間、休息期間：勤務と次の勤務の間の時間、最大運転時間：1日及び1週当たりの運転時間、連続運転時間：1回当たりの運転時間

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2025年8月 > 賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導結果（令和6年）を公表します

賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導結果（令和6年）を公表します

厚生労働省は、このたび、令和6年に賃金不払が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導（立入調査）の結果を取りまとめましたので、監督指導での是正事例や送検事例とともに公表します。

【監督指導結果のポイント】

- 令和6年に全国の労働基準監督署で取り扱った賃金不払事案の件数、対象労働者数及び金額は以下のとおりです。(*1,2)
 - 件数 22,354 件（前年比 1,005件増）
 - 対象労働者数 185,197 人（同 3,294人増）
 - 金額 172億1,113万円（同 70億1,760万円増）
- 労働基準監督署が取り扱った賃金不払事案（上記1）のうち、令和6年中に、労働基準監督署の指導により使用者が賃金を支払い、解決されたものの状況は以下のとおりです。(*3)
 - 件数 21,495 件（96.2%）
 - 対象労働者数 181,177 人（97.8%）
 - 金額 162億732万円（94.2%）

※1 令和6年中に解決せず、事案が翌年に繰り越しになったものも含まれます。

※2 倒産、事業主の行方不明により賃金が支払われなかったものも含まれます。

※3 不払賃金額の一部のみを支払ったものも含まれます。

厚生労働省では、引き続き、賃金不払事案の解消に向け、監督指導等を徹底していきます。

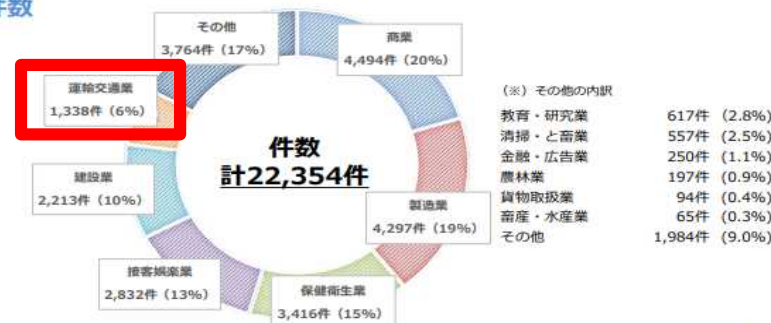
また、倒産により解決が困難な事案については、「賃金の支払の確保等に関する法律」（昭和51年法律第34号）に基づく未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用してまいります。

PDF 【別紙】監督指導結果等 [6.4MB]

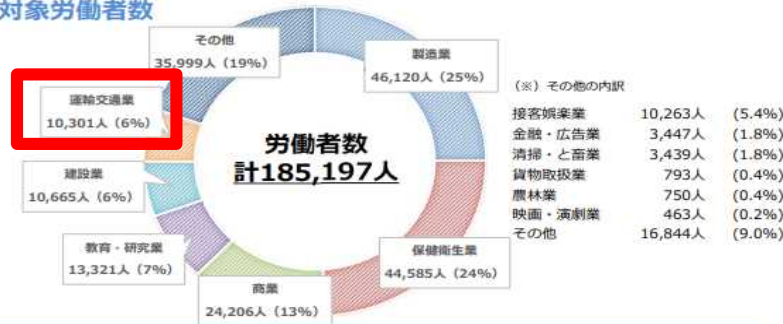


2. 業種別の監督指導状況（令和6年）

① 件数



② 対象労働者数



③ 金額



人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための

中小企業 省力化投資補助金

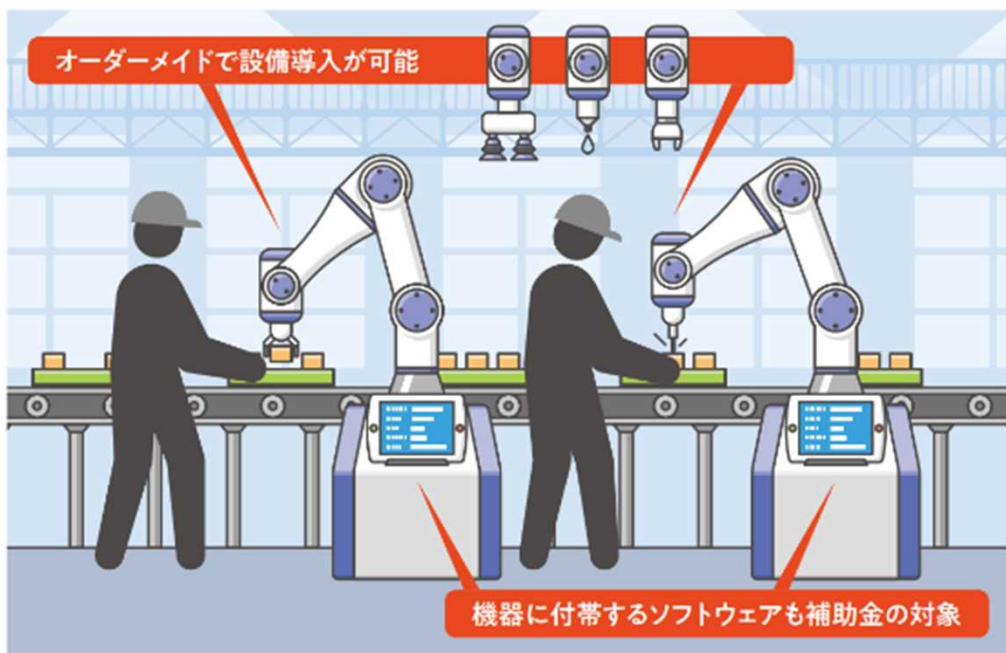
事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる

一般型 NEW!

補助率[※]
中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3
補助上限額
最大 1億円

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

※補助金額1,500万円までは1/2、もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。



例えば、通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

中小企業 省力化投資補助金 一般型 NEW!

補助率[※]
中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3
補助上限額
最大 1億円

※補助金額1,500万円までは1/2、もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

- 基本要件**

 - ① 労働生産性の年平均成長率が+4%以上増加
 - ② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上または給与支給総額の年平均成長率が+2%以上増加
 - ③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
 - ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表など(従業員数21名以上の場合のみ)の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引き上げ特例事業者の場合、基本要件は①、②、③のみとします。 ※3～5年の事業計画に基いて事業を実施しているにもかかわらず、3年、5年経過後も提出した計画、事業成果を達成しない場合、事業計画が変更された場合、補助金返還義務があります。

その他の要件

 - ① 補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。
 - ② 事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。
 - ③ 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。
 - ④ 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備などの導入を行う事業計画を策定すること。

※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。

● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率 [※]	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2 小規模・再生 2/3	750万円	1,000万円
6～20名		1,500万円	2,000万円
21～50名		3,000万円	4,000万円
51～100名		5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

※補助金額1,500万円までは1/2、もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

- 補助上限額がアップする
[大幅賃上げ特例]の適用要件**
- ① 給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加
 - ② 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
- ※最低賃金引き上げ特例事業者は除く。 ※上記①、②のいずれか一方で未達成の場合、各申請者の従業員数増加の補助上限額と補助率について補助金は返還。
- 補助率が2/3にアップする
[最低賃金引き上げ特例]の適用要件**
- 中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること
- ※小規模・再生事業者は除く。 ※補助金額1,500万円までが引き上げ対象となります。

● 申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や公募スケジュール、公募要領などはこちらから

中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル 0570-099-660 IP電話などからの問い合わせ 03-4335-7595

● 受付時間：9:30～17:30/月曜～金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくしてからおかけ直しください。

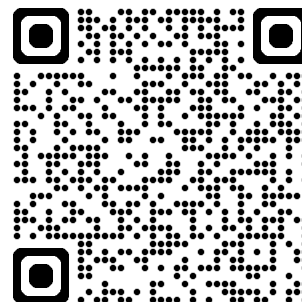
簡易で即効性のある省力化投資に「カタログ注文型」もご活用ください!
— カatalogから選んだ汎用製品を導入 —

応募申請

公募回	公募開始日	申請受付開始日	公募締切日	採択発表日
第1回	2025年1月30日（木）	2025年3月19日（月）	2025年3月31日（月） 17:00	2025年6月16日（月）
第2回	2025年4月15日（火）	2025年4月25日（金）	2025年5月30日（金） 17:00	2025年8月中旬（予定）
第3回	2025年6月27日（金）	2025年8月4日（月） 10:00	2025年8月29日（金） 17:00	2025年11月下旬（予定）

※公募回は年3～4回を予定しています。

※第4回の公募のスケジュールは詳細が確定次第更新いたします。



令和7年8月4日（月）
【照会先】
労働基準局賃金課
課長 篠崎 拓也
課長補佐 安藤 弘貴
（代表電話）03（5253）1111（内線5596）
（直通電話）03（3502）6757

報道関係者 各位

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について

～ 目安はAランク 63 円、Bランク 63 円、Cランク 64 円 ～

本日開催された第 71 回中央最低賃金審議会（会長：藤村博之 独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長）で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられましたので、公表いたします。

【答申のポイント】

（ランクごとの目安）

各都道府県の引上げ額の目安については、**Aランク 63 円、Bランク 63 円、Cランク 64 円**

注：都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA B C の3ランクに分けて、引上げ額の目安を提示している。現在、Aランクで6都府県、Bランクで28道府県、Cランクで13県となっている。

ランク	都 道 府 県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	63 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	63 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	64 円

（参考）ランクごとの加重平均は、Aランク 5.6%、Bランク 6.3%、Cランク 6.7%

この答申は、今年度の7月11日に開催された第70回中央最低賃金審議会（厚生労働大臣から今年度の目安についての諮問を受け、同日に「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」を設置し、7回にわたる審議を重ねて取りまとめた「目安に関する公益委員見解」等を、地方最低賃金審議会にお示しするものです。

今後は、各地方最低賃金審議会（この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合の全国加重平均は 1,118 円となります。この場合、全国加重平均の上昇額は 63 円（昨年度は 51 円）となり、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。また、引上げ率に換算すると 6.0%（昨年度は 5.1%）となります。

別 添 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

別紙1 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解・参考資料

別紙2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

参考1 最低賃金制度と地域別最低賃金額の改定に係る目安制度の概要

参考2 目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ

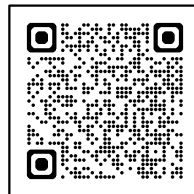
参考3 地域別最低賃金の全国加重平均と引上げ率の推移

参考4 令和6年度地域別最低賃金額

参考5 中央最低賃金審議会委員名簿

参考6 目安に関する小委員会委員名簿





2024年4月から

建設業従事者、トラック・バス・タクシードライバー、医師の 時間外労働の上限規制の適用が始まっています！

長時間労働の解消などによる労働環境の改善により、
働く人、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指します。

業界別のウェブサイト

業界別の法制度や、取引ルール、働き方改革推進のための取組については、次のウェブサイトに掲載しております。
業界関係者の方はこちらもご確認ください。

自動車運転の業務



トラック・バス・タクシードライバーに適用されている時間外労働の上限規制や、改善基準告示について解説しています。
また、サイト内コンテンツ「物流情報局」では、改正物流法など、荷主の方々にも知っていただきたい情報を発信しています。

建設業



建設業で働く方に適用されている時間外労働の上限規制をはじめとした労働時間法制について解説を掲載します。
また、担い手3法など、建設工事を発注される方々に知っていただきたい情報も発信していく予定です。

医師



いきいき働く医療機関サポートweb（いきさぽ）では、医療機関の勤務環境の改善に役立つ各種情報や医療機関の取り組み事例を紹介しています。
また、医師の働き方改革.jpでは、医療を受ける国民の皆さまに知っていただきたい情報を発信しています。



くらし、
はたらき、
ともに
ススめ！

2024年
4月から

建設業、ドライバー、医師の
時間外労働の上限規制適用開始！

みなさまに お願いがあります！



くらし・はたらき
マエストロ
たしかめたん

たしかめよう！

適正な 工期の設定を！



週休2日の実現に向け、
ご配慮をお願いいたします。

荷待ち時間・ 荷役時間の削減を！



再配達への削減に向け、
確実に受け取れる時間の指定や
置き配などの活用をお願いいたします。

行程・ダイヤについて よく話し合いを！



停留所からの安全な発車にも
ご協力ください。

受診は 診療時間内に！



医療のかかり方への
ご理解・ご配慮をお願いいたします。

詳しくは裏面をご覧ください →



令和7年度 被害者保護増進等 事業費補助金

概要はこちら



事業) 自動車運送事業の安全総合対策事業

自動車運送事業者・リース事業者

※リース事業者においては、一部対象外の支援策がございます。

運行管理の高度化に対する支援

補助対象経費

- ・デジタル式運行記録計
- ・映像記録型ドライブレコーダー
- ・デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型
(通信機能付一体型を含む)

交付申請受付期間 令和7年7月31日(木)10:00~令和8年1月30日(金)17:00 (先着順※) ※予算がなくなり次第終了

詳細はこちら

社内安全教育の実施に対する支援

補助対象経費

事故防止コンサルティングの活用に必要な経費

交付申請受付期間 令和7年7月31日(木)10:00~令和8年1月30日(金)17:00 (先着順※)

※予算がなくなり次第終了

補助対象経費

貸切バス運転者の研修の活用に必要な経費

交付申請受付期間 令和7年8月29日(金)10:00~令和8年1月30日(金)17:00 (先着順※)

※予算がなくなり次第終了

詳細はこちら

過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

補助対象経費

遠隔点呼機器、自動点呼機器、運行中における運転者の疲労状態を測定する機器等

交付申請受付期間 令和7年7月31日(木)10:00~令和8年1月30日(金)17:00 (先着順※) ※予算がなくなり次第終了

詳細はこちら

健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援

補助対象経費

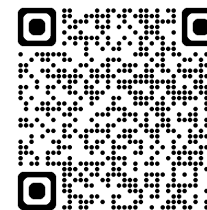
スクリーニング検査に必要な経費(SAS、脳疾患、心疾患・大血管疾患、視野障害疾患等)

交付申請受付期間 令和7年8月29日(金)10:00~令和8年1月30日(金)17:00 (先着順※) ※予算がなくなり次第終了

順次公開予定

◆補助金の申請先及びお問い合わせ先◆

(補助金申請に関するお問い合わせ先)
令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局
電話 03-4446-4346
受付時間 9:00~18:00※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く。
(補助金ポータルサイト)
<http://hogo-zoushin.jp>



Press Release

令和7年8月1日

【照会先】

政策統括官付 労使関係担当参事官室

参事官 大塚 弘満

室長補佐 中野 康司

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7766)

(直通電話) 03(3502)6735

報道関係者 各位

令和7年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況を公表します

～賃上げ額 (18,629 円)、賃上げ率 (5.52%) はいずれも昨年を上回った～

厚生労働省では、労使交渉の実情を把握するため、民間主要企業の春季賃上げ要求・妥結状況を毎年、集計しています。

このたび、令和7年の集計結果を以下のとおりまとめましたので、お知らせします。

【集計対象】

妥結額（妥結上明らかにされた額）などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業390社。

【集計概要】

平均妥結額は18,629円で、前年（17,415円）に比べ1,214円の増。

また、現行ベース（交渉前の平均賃金）に対する賃上げ率は5.52%で、前年（5.33%）に比べ0.19ポイントの増。

賃上げ額、賃上げ率はともに昨年を上回った。

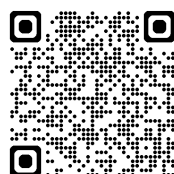
（第1表・第2表）

第1表 令和7年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況

産 業	集 計 企業数	平 均 年 齢	現行 ベース	要求額	妥結額	賃上 げ率	(参考) 令和6年		
							社数	妥結額	賃上げ率
			円	円	円	%	社	円	%
1 建 設	23	36.1	361,249	21,741	21,537	5.96%	26	21,548	5.94%
2 食料品・たばこ	31	38.7	337,416	20,272	18,257	5.41%	18	18,057	5.36%
3 織 維	18	40.6	333,550	19,368	18,006	5.40%	19	18,235	5.59%
4 紙・パルプ	7	42.3	313,376	18,206	16,908	5.40%	6	13,439	4.39%
5 化 学	41	39.3	362,152	21,737	21,589	5.96%	38	18,416	5.30%
6 ゴム製品	11	40.3	317,377	15,614	15,602	4.92%	11	15,776	5.15%
7 窯 業	5	39.8	331,795	20,553	19,778	5.96%	5	18,426	5.75%
8 鉄 鋼	14	35.8	325,499	21,728	20,162	6.19%	10	37,090	12.49%
9 非鉄金属	10	42.4	327,600	18,112	17,352	5.30%	10	17,961	5.82%
10 機 械	32	39.2	343,411	22,073	20,582	5.99%	24	21,385	6.45%
11 電気機器	25	40.9	359,548	21,902	20,236	5.63%	22	18,391	5.32%
12 造 船	8	38.9	369,782	20,885	20,775	5.62%	7	23,057	6.53%
13 精密機器	4	40.1	357,577	27,589	18,361	5.13%	5	17,582	5.06%
14 自動車	48	39.7	340,469	19,343	18,917	5.50%	46	16,189	4.82%
15 その他製造	12	39.2	297,082	19,674	17,079	5.75%	8	15,804	4.91%
16 電力・ガス	12	39.2	297,641	16,461	16,058	5.40%	11	12,841	4.44%
17 情報通信	5	41.0	389,808	-	23,966	6.15%	-	-	-
18 運 輸	14	42.3	292,744	16,090	14,424	4.93%	12	9,829	3.25%
19 卸・小売	51	39.8	321,034	18,086	15,085	4.70%	51	16,192	5.22%
20 金融・保険	3	39.2	356,710	19,004	19,761	5.54%	4	15,756	4.58%
21 サービス	16	42.0	321,431	19,772	16,163	5.03%	15	17,739	5.79%
平 均 ※集計企業数、 社数は総数	390	40.0	337,240	19,538	18,629	5.52%	348	17,415	5.33%

(注)

1. 本年の集計対象企業は、妥結額（妥結上明らかにされた額）などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業390社である。ただし、要求額については、具体的な要求額が把握できた372社について算出している。なお、数値は、各企業の組合員数による加重平均である。
2. 妥結額は、原則として定期昇給込みの賃上げ額を用いたが、一部に年齢ポイント（30歳、35歳など）での妥結額を含んでいる。
3. 情報通信業の要求額については、把握できた社数が2社に満たないため、数字を伏せたが、全体平均には含まれる。



報道関係者 各位

令和7年7月30日
【照会先】
労働基準局監督課 過重労働特別対策室
室長 加納 圭吾
中央労働基準監督官 藤代 岳志
(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5589、5630)
(直通電話) 03(3502)5308

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和6年度の監督指導結果を公表します

厚生労働省では、このたび、令和6年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例等と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった26,512事業場のうち、11,230事業場(42.4%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、5,464事業場(違法な時間外労働があったもののうち48.7%)でした。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【監督指導結果のポイント】(令和6年4月～令和7年3月)

- (1) 監督指導の実施事業場： 26,512 事業場
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
- ① 違法な時間外労働があったもの： 11,230 事業場 (42.4%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月80時間を超えるもの： 5,464 事業場 (48.7%)
うち、月100時間を超えるもの： 3,191 事業場 (28.4%)
うち、月150時間を超えるもの： 653 事業場 (5.8%)
うち、月200時間を超えるもの： 124 事業場 (1.1%)
- ② 賃金不払残業があったもの： 2,118 事業場 (8.0%)
- ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 5,691 事業場 (21.5%)
- (3) 主な健康障害防止に関する指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
- ① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの： 12,890 事業場 (48.6%)
- ② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの： 4,016 事業場 (15.1%)

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (令和6年4月から令和7年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

令和6年4月から令和7年3月までに、26,512事業場に対し監督指導を実施し、21,495事業場(81.1%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な違反としては、違法な時間外労働があったものが11,230事業場、賃金不払残業があったものが2,118事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが5,691事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

	監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令 違反があった事業場数	主な違反事項別事業場数		
			違法な時間外労働 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)
合計 (注1、2)	26,512 (100.0%)	21,495 (81.1%)	11,230 (42.4%)	2,118 (8.0%)	5,691 (21.5%)
主な 業種	商業	5,886 (22.2%)	2,277	412	1,469
	製造業	4,446 (16.8%)	2,033	298	688
	保健衛生業	2,858 (10.8%)	1,183	259	574
	接客娯楽業	2,901 (10.9%)	1,461	341	925
	建設業	1,923 (7.3%)	749	186	391
	運輸交通業	2,458 (9.3%)	1,426	205	423
その他の事業 (注6)	3,264 (12.3%)	2,378	1,140	218	600

- (注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。
- (注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。
- (注3) 労働基準法第32・40条違反(36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの)。労働基準法第36条第6項違反(時間外労働の上限規制)の件数を計上している。
- (注4) 労働基準法第37条違反(割増賃金)のうち、賃金不払残業の件数を計上している(計算誤り等は含まない)。
- (注5) 労働安全衛生法第18条違反(衛生委員会を設置していないもの等)。労働安全衛生法第66条違反(健康診断を行っていないもの)。労働安全衛生法第66条の8違反(1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの)。労働安全衛生法第66条の8の3違反(客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの)等の件数を計上している。
- (注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
26,512	5,759 (21.7%)	11,064 (41.7%)	4,070 (15.4%)	2,487 (9.4%)	2,090 (7.9%)	1,042 (3.9%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
26,512	2,841 (10.7%)	6,951 (26.2%)	3,321 (12.5%)	3,141 (11.8%)	3,926 (14.8%)	6,332 (23.9%)

事業目的

- 陸・海・空の多様な輸送モードを活用した新たなモーダルシフト（新モーダルシフト）やそれに向けた地域の物流ネットワークの再構築に向けて、地域の産業振興等と連携した取組の検討経費や物流拠点の整備費用等を支援。

事業概要

- 地域の産業振興等を担う地方自治体や産業団体・経済団体等が協働しながら、地域の物流リソースを可視化し、輸送ニーズに応じて荷主・物流事業者のマッチングを行うとともに、地域物流の核となる拠点を整備することで、新モーダルシフトやそれに向けた地域の物流ネットワークの再構築の実現を目指す先進的な取組を支援。

<Step 1>

地域の物流リソースを可視化し、輸送ニーズに応じたマッチングを行うための検討経費を支援



<Step 2>

Step 1の検討結果を踏まえ、地方自治体や産業団体・経済団体等が協働し、
 ①新モーダルシフト（鉄道・新幹線、船舶、航空機、ダブル連結トラックなど）
 ②地域の物流ネットワークの再構築（共同輸配送、中継輸送など）
 の実現を目指す際の物流拠点の整備費用や資機材の導入経費などを支援。



鉄道・内航海運への
モーダルシフトの強化



新幹線等の貨客混載



航空機の空きスペース等
の有効活用



ダブル連結トラックを活用した
共同輸配送や中継輸送

補助対象

公募期間（三次公募）：令和7年7月25日（金）～9月8日（月）17時まで（必着）
 問合せ先：地域連携モーダルシフト等促進事業事務局（modalshift_logisticsnetwork@tohmatu.co.jp）

地域の産業振興等を担う地方自治体や産業団体・経済団体、荷主企業、物流事業者等が参画した協議会



事業概要

首都圏への物流の安定ルートの確立

協議会名: 鳥取県地域連携モーダルシフト等促進検討協議会

【事業実施背景】

鳥取県～首都圏への物流は、物流の2024年問題で影響が出る長距離運行の目安500kmを超えるため、首都圏への物流を見直す事業者が増えている課題があった。

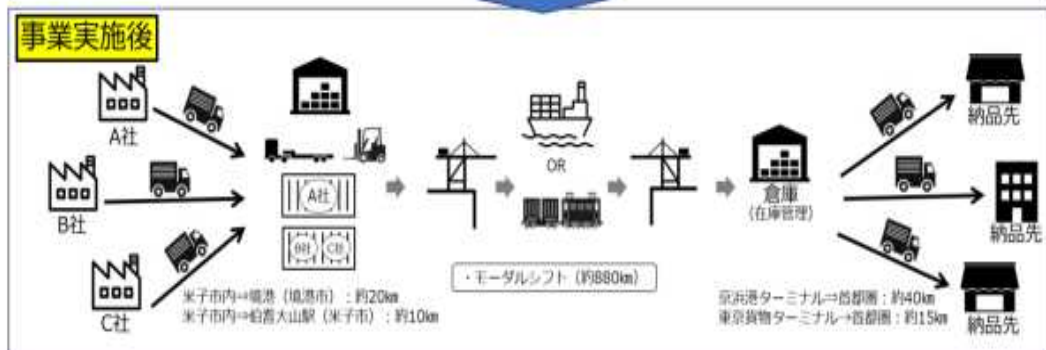
そこで、小ロット貨物の輸送や様々なコンテナを利用した輸送、新たな海上輸送ルートの確立、リーファコンテナ活用による鉄道貨物の利用促進などを検討することにより、県内物流事業者の課題解決を図っていく。

協議会構成員

鳥取県、地域物流会社A社、地域物流会社B社、物流会社C社、物流団体A、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会

事業内容

Point 鳥取県～首都圏への物流について、従来のトラック輸送から海上・鉄道・トラック共同輸送へシフトするため、輸送サービスの再構築及び物流ルートの安定化を促進。



想定事業実施効果

【ドライバーの運転時間省力化】

<海上輸送> **87.7%削減**

195時間/月 → 24時間/月

(650km/(80km/h)×往復×12日) ((20km+40km)/(60km/h)×往復×12日)

<鉄道輸送> **94.9%削減**

195時間/月 → 10時間/月

(650km/(80km/h)×往復×12日) ((10km+15km)/(60km/h)×往復×12日)

【環境負荷低減】

トラック輸送と比べ、CO2の排出量減少を見込む

○トラック輸送: 123t/年

○海上輸送: 81t/年(対トラック比: △34.1%)

○鉄道輸送: 28t/年(対トラック比: △77.2%)

【物流選択肢の多様化による産業基盤の強化(地方創生へ)】

○首都圏へのルートの複線化(小口貨物も首都圏へ輸送可能)

○倉庫需要・拠点の活性化(倉庫集積による企業の誘致・利便性向上)

事業概要

自動車調達物流における地域物流改善プロジェクト

協議会名:北九州市地域物流MaaS協議会

【事業実施背景】

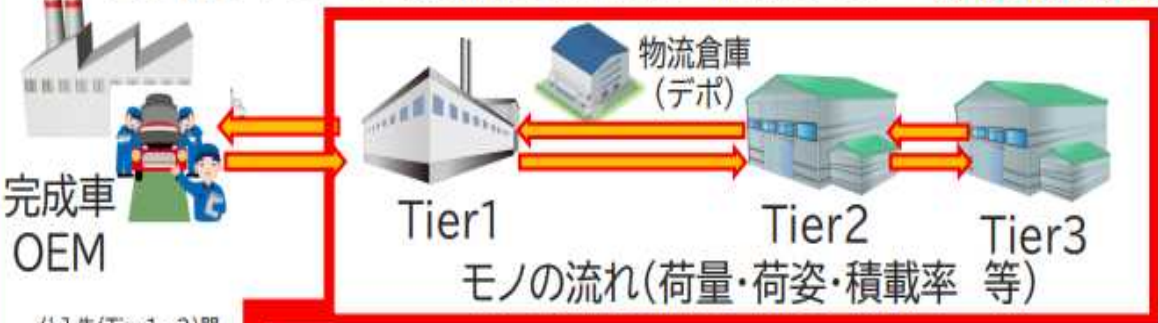
- ・北部九州は、国内有数の自動車産業集積地である。自動車産業は、完成車OEM(※1)から部品製造等を行う関連企業まで裾野が広いことが特徴であり、「2024年問題」をはじめとする物流の諸問題についても大きな影響を受けると考えられる。
- ・物流二法の改正により、荷主(発/着)・物流事業者に対し、規制的措置が厳格化されるなど、輸送の効率化に向けた改善は待ったなしの状況である。改善にあたっては、物流事業者と荷主(発/着)が一体となり、サプライチェーン全体で取り組む必要があるため、まずは地域における調達物流の実態調査を行う。

協議会構成員

北九州市、北九州産業学術推進機構、 パーツネット
北九州、株式会社ロジコム、株式会社NX総合研究所
【オブザーバー】
トヨタ自動車九州株式会社、 日産自動車九州株式会社
、福岡県

事業内容

Point 北部九州における自動車物流のサプライチェーンの効率的な輸配送スキームを検討するため、Tier1企業以下(※2)の地域物流実態調査を行い、モノ(生産部品等)の流れを把握する。 今回の調査範囲



想定事業実施効果

【地域物流の見える化】
地域物流の改善につなげるため、地域内における輸送データを収集し、課題(非効率要素)抽出を行う。また、調査を通じて、荷主(着/発)や物流事業者の意識改革を図る。

輸送の効率化に向けた実証事業の検討

【地域物流改善によって得られる効果】
・共同輸配送による積載率の向上
→トラックドライバー不足への対応
→CO2削減(カーボンニュートラルの実現)

※1 完成車メーカー
※2 サプライチェーンにおける階層を示す。Tier1はOEMに、Tier2以降は直近上位のサプライヤーに対し、直接部品等を供給するサプライヤー。
※3 各工場を巡回し、原材料や部品等を集荷する方法
※4 3rd Party Logisticsの略。荷主等から委託され、物流の企画・設計・運営を行い、在庫管理や輸送等、包括的な物流業務を行う。本取組み(目指す姿)では、共同輸配送の集約施設機能を想定。